

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月29日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	森井嘉一
同	西林幹展

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の対象

#### 1 対象部課等

経済部 経済政策課、観光課、農林水産課、農村環境改善センター、耕地課、中央卸売市場

#### 2 対象期間等

平成30年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

### 第2 監査の実施期間

平成31年1月18日から3月26日まで

### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約の方法、手続、締結及び履行並びに委託料、負担金補助及び交付金の支出事務を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

### 第4 監査の結果

経済部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部の次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

### 1 収入事務

- (1) 調定手続が行われていないものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。

### 2 支出事務

- (1) 旅行命令書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (2) 物品購入において、見積書が徴収されていないものがあった。

### 3 財産管理事務

- (1) 公有財産台帳（副本）と公有財産異動状況報告書の整合性がないものがあった。

### 4 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあった。
- (2) 指定管理業務に係る変更協定締結の決裁書において、決裁権者が適正でないものがあった。